所管部(局)·課 道路課

					<u></u>	管部(局)・	课 道路	·課	
法令名	佐賀県道路占用	料条例施行規則		注		昭和28年第	第10号		
手続名 占用料の減		び不徴収		札	艮拠条項	第1条第3	項		
項につ 番 査 基 準	ハては前2項に掲げ	の対象とする物件は、 する物件と比較して著	苦 しくり	òn?	る物件を対象	象とする。			、同条第3
受付	- 加理 - 小理 - 機関	各土木事務所	交付 機関	標準	性処理期間 標準経由	15~	30日	目次 No.	2